

令和 6 年 2 月 8 日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉局子供・子育て施策推進担当部長

新 倉 吉 和

(公印省略)

保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について (通知)

平素より、東京都の保育行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年 1 2 月に、都内の認可外保育施設において、乳児が睡眠時間帯の異変により救急搬送され、死亡する重大事故が発生しました。

各施設におかれましては、別紙を参考に、睡眠時チェックの徹底等事故防止策及び容体急変時の救急対応策を図る等、改めて睡眠時の窒息や乳幼児突然死症候群 (SIDS) 等のリスクを踏まえた安全管理の確認・徹底をお願いいたします。

記

1 睡眠時の注意事項について

(1) 仰向けにしっかりと寝かせること

※うつぶせ寝になった場合は、仰向けにしてください。

※顔が横を向いていても胸がついている場合はうつぶせ状態と同様ですので、仰向けにしてください。

(2) 顔色をしっかりと確認できること (採光、布団等が顔にかぶっていないか)

(3) 必ず大人が見ていること (子供もから目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない)

(4) 日々、個々の体調確認の徹底 (個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等)

2 睡眠時の注意事項の周知徹底について

上記 1 の注意事項について、施設に携わる全ての職員に必ず周知徹底いただきますようお願いいたします。

3 その他

万が一事故が発生した場合は、速やかに東京都へ報告してください。

【参考】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 認可外保育施設指導監督基準
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/youkou050401.html>

<抜粋>

7 健康管理及び安全確保

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

- ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

- ア 施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
 - イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。
 - ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
 - エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理を図ること。
 - コ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
 - サ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えること。
 - シ 事故発生時には速やかに当該事実を都知事に報告すること。
 - ス 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
 - セ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を取ること。
- （オ～ケ、ソ 略）

- 事故報告【東京都福祉局HP→子供家庭→保育サービス→認可外保育施設→届出・報告について→各種様式（認可外保育施設（ベビーホテル・その他・事業所内）設置者用）】
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/todoke-hokoku/ninkagai_youshiki.html

【問合せ先】

東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課民間保育援助担当
電話：03-5320-4131